

食安発0406第4号
平成22年4月6日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第181号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬E P N、イミダクロプリド、オキサジクロメホン、ジクロシメット、ノバルロン、フェノキサニル、フェリムゾン、プレチラクロール及びペンシクロンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙1参照）。
- 2 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品セフォペラゾンについて食品中の残留基準を設定し、また、同項の規定に基づき畜水産食品に係る残留基準が設定されている飼料添加物デストマイシンA並びに動物用医薬品テルデカマイシン、パロモマイシン及びリファキシミンについて、食品中の残留基準を削除したこと（別紙2参照）。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成22年10月6日から適用されるものであること。

農薬等	食品
E P N	米、カリフラワー、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、すいか及びメロン類果実
イミダクロプリド	とうもろこし、小豆類、らつかせい、さとうきび、だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、カリフラワー、アーティチョーク、チコリ、しゅんぎく、レタス、たまねぎ、ねぎ、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、うめ、おうとう、いちご、クランベリー、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、ホップ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、小麦粉（全粒粉を除く。）及び小麦ふすま
オキサジクロメホン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボ

	カド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、ベにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
デストマイシンA	豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓及び豚の食用部分
テルデカマイシン	豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分
パロモマイシン	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類
プレチラクロール	米
ペンシクロン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、

	りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
リファキシミン	乳

第3 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、イミダクロプリドのみをいうこと。
- (2) 今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくEPN、イミダクロプリド及びノバルロンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

別紙 1

EPN(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.02	0.1
小麦	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.05	
キャベツ	○ 0.1	0.1
カリフラワー	● 0.02	0.1
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.1	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	● 0.02	0.1
メロン類果実	● 0.02	0.1
しょうが	○ 0.1	0.1
魚介類	○ 0.3	

イミダクロプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	0.2
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.05	0.05
大豆	○ 2.5	1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	● 2.8	4
えんどう	○ 2.8	1
そら豆	○ 2.8	1
らつかせい	● 0.7	1
その他の豆類 ³	○ 2.8	1
ばれいしよ	○ 0.5	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.4	0.1
かんしよ	○ 0.4	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.4	0.1
こんにやくいも	○ 0.4	0.1
その他のいも類 ⁴	○ 0.4	0.1
てんさい	○ 0.4	0.05
さとうきび	● 0.04	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.4	0.1
だいこん類の葉	● 3.5	5
かぶ類の根	○ 0.4	0.1
かぶ類の葉	● 2.8	5
西洋わさび	○ 0.4	0.1
クレソン	● 2.5	5
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	● 0.4	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 5	5
ごぼう	○ 0.4	0.1
サルシフィー	○ 0.4	0.1
アーティチョーク	● 1.8	5
チコリ	● 2.8	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	● 2.5	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 2.5	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 5	5

イミダクロプリド(つづき)

食品名	●	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.07	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.7	1
にら	●	1	5
アスパラガス	●	0.7	5
わけぎ	●	2	5
その他のゆり科野菜 ⁷	●		5
にんじん	○	0.4	0.1
パースニップ	○	0.4	0.1
パセリ	●	3	5
セロリ	●	4.2	5
みつば	○	5	5
その他のせり科野菜 ⁸	●	4.2	5
トマト	○	2	1
ピーマン	○	3	3
なす	○	0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	○	5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○	1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○	1	1
しろり	○	1	1
すいか	○	0.5	0.5
メロン類果実	○	0.35	0.2
まくわうり	●	0.35	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁰	○	1	1
ほうれんそう	●	2.5	5
たけのこ	●		0.1
オクラ	●	0.7	5
しょうが	○	0.3	0.1
未成熟えんどう	○	3.5	0.5
未成熟いんげん	○	2.8	2
えだまめ	○	2.5	0.5
マッシュルーム	●		0.5
しいたけ	●		0.5
その他のきのこ類 ¹¹	●		0.5
その他の野菜 ¹²	○	5	5
みかん	●	0.3	1
なつみかんの果実全体	●	0.7	1
レモン	●	0.7	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.7	1
グレープフルーツ	●	0.7	1
ライム	●	0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.7	3
りんご	○	0.5	0.5
日本なし	●	0.7	1
西洋なし	●	0.7	1
マルメロ	●	0.5	1
びわ	○	0.5	0.5

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 2.1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2.1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 2.1	0.2
うめ	● 0.3	3
おうとう(チェリーを含む。)	● 2.1	3
いちご	● 0.5	3
ラズベリー	○ 3.5	3
ブラックベリー	○ 3.5	3
ブルーベリー	○ 3.5	3
クランベリー	● 0.04	3
ハuckleベリー	○ 3.5	3
その他のベリー類果実 ¹⁴	○ 3.5	3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 1	1
バナナ	● 0.04	0.05
キウイ	● 0.2	0.5
パパイヤ	● 0.7	1
アボカド	● 0.7	1
パイナップル	●	1
グアバ	● 0.7	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	● 0.7	3
なつめやし	●	3
その他の果実 ¹⁵	○ 3.5	3
ひまわりの種子	○ 0.04	0.02
べにばなの種子	● 0.04	0.05
綿実	○ 4.2	3
なたね	● 0.04	0.05
その他のオイルシード ¹⁶	● 0.04	2
ぎんなん	● 0.05	0.1
くり	● 0.05	0.1
ペカン	● 0.04	0.05
アーモンド	● 0.04	0.1
くるみ	● 0.04	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	● 0.04	0.1
茶	○ 10	10
コーヒー豆	○ 0.7	
カカオ豆	○ 0.05	0.05
ホップ	● 7	10
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	5
その他のハーブ ¹⁹	○ 5	5

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.02
豚の筋肉	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.1	0.02
牛の脂肪	● 0.02	0.3
豚の脂肪	● 0.02	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.3
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.05
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.05
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓、及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.05
乳	○ 0.1	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	● 0.02	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.02	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.02
鶏の腎臓	○ 0.1	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.02
鶏の食用部分	○ 0.1	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	● 0.02	0.03
小麦ふすま	● 0.2	0.3
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

オキサジクロメホン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.05	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ³	●	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁴	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	●	0.02
だいこん類の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.02

オキサジクロメホン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちや(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.02
その他の野菜 ¹²	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02

オキサジクロメホン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ¹⁵	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ¹⁸	●	0.02
その他のハーブ ¹⁹	●	0.02
魚介類	○ 0.03	

ジクロシメット(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	0.5
魚介類	○ 0.03	

ノバルロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしよ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類 ⁴	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 1	1
その他のきく科野菜 ⁶	○ 1	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 0.7	0.7
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	○ 0.7	
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 0.05	0.05
しょうが	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.01	0.01
その他の野菜 ¹²	○ 0.05	0.05
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 3	3
西洋なし	○ 3	3
マルメロ	○ 3	3
びわ	○ 3	3
いちご	○ 2	2
綿実	○ 1	1
その他のスパイス ¹⁸	○ 0.05	0.05
その他のハーブ ¹⁹	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○ 0.7	0.7
豚の筋肉	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.7	0.7
牛の脂肪	○ 10	10
豚の脂肪	○ 10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	10
牛の肝臓	○ 0.7	0.7
豚の肝臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.7	0.7
牛の腎臓	○ 0.7	0.7
豚の腎臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	0.7
牛の食用部分	○ 0.7	0.7
豚の食用部分	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.7
乳	○ 0.4	0.4
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01

ノバルロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01

フェノキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	1
魚介類	○ 0.2	

フェリムゾン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 1	1
魚介類	○ 0.5	

プレチラクロール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.03	0.1
魚介類	○ 0.3	

ペンシクロン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.3	0.5
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	●	0.1
ばれいしよ	● 0.05	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしよ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	● 0.2	0.5
こんにやくいも	●	0.5
その他のいも類 ⁴	●	0.5
てんさい	● 0.5	1
さとうきび	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	●	1
だいこん類の葉	●	0.5
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	1
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	1
ごぼう	●	1
サルシフィー	●	1
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	1
その他のきく科野菜 ⁶	●	1

ペンシクロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.5
にんにく	●	0.1
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜 ⁷	●	1
にんじん	●	1
パースニップ	●	1
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜 ⁸	●	1
トマト	●	1
ピーマン	●	0.2
なす	●	1
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.1
ほうれんそう	●	1
たけのこ	●	1
オクラ	●	0.2
しょうが	●	1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.1
その他の野菜 ¹²	● 0.7	1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1

ペンシクロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ¹⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.1
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ¹⁸	●	1
その他のハーブ ¹⁹	●	1
魚介類	○ 0.8	

脚注

- :平成22年4月6日施行
●:平成22年10月6日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

・今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、イミダクロプリドのみをいうこと。

・今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン(E体)及びフェリムゾン(Z体)の和をいうこと。

2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

別紙2

セフトラゾラム(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	○ 0.05	0.05

デスマイシンA(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	●	0.5
豚の脂肪	●	0.5
豚の肝臓	●	0.5
豚の腎臓	●	0.5
豚の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓、及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	●	0.5

テルデカマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.3
鶏の脂肪	●	0.3
鶏の肝臓	●	0.3
鶏の腎臓	●	0.3
鶏の食用部分	●	0.3

パロモマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.5
豚の筋肉	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	●	0.5
牛の脂肪	●	0.5
豚の脂肪	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.5
牛の肝臓	●	2
豚の肝臓	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	2
牛の腎臓	●	2
豚の腎臓	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	2
牛の食用部分	●	2
豚の食用部分	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	2
鶏の筋肉	●	0.5
その他の家きん ³ の筋肉	●	0.5
鶏の脂肪	●	0.5
その他の家きんの脂肪	●	0.5
鶏の肝臓	●	2
その他の家きんの肝臓	●	2
鶏の腎臓	●	2
その他の家きんの腎臓	●	2
鶏の食用部分	●	2
その他の家きんの食用部分	●	2
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(その他の魚類 ⁴ に限る。)	●	0.5
魚介類(貝類に限る。)	●	0.5
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.5
その他の魚介類 ⁵	●	0.5

リファキシミン(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
乳	●	0.06

脚注

1. ○:平成22年4月6日施行

●:平成22年10月6日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

2. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

3. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

4. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

5. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。